



## 2. 断熱改修等リフォーム事業補助金

市民の健康増進及び健康住宅の普及を目的に、市内施工業者を通じてヒートショック対策につながるリフォーム工事を実施する場合、その経費の一部を補助します。工事着工前に申請してください。

対象建物 及び 対象者	<p>①一戸建て住宅（併用住宅の居住部分を含む）</p> <p>ア 住宅の居住者</p> <p>イ 定住目的で中古住宅を取得しリフォームする人</p> <p>②一戸建て賃貸住宅（長屋、共同住宅は除く）</p> <p>ア 住宅の居住者</p> <p>イ 定住目的でリフォーム後に居住する人</p> <p>ウ 住宅の所有者</p> <p>③集合住宅</p> <p>ア 住宅の所有者かつ居住者</p> <p>※いずれも市税等の滞納がなく、工事を実施する住宅に住宅火災警報器、門灯又は玄関灯を既に設置している、又は工事に合わせて設置することが条件です。</p> <p>※見附市外に居住している賃貸住宅の所有者以外は見附市への住民登録が必要です。</p> <p>※過去利用分（一般リフォーム及び断熱改修等リフォーム）を通算して住宅ごとに最大2回まで利用できます。</p>
対象工事	<p>市内施工業者を通じて行うヒートショック対策につながる（1）から（4）のいずれかを行い、これに併せて（5）を実施する40万円以上のリフォーム工事（工事施工業者は見附市内の業者のみ対象です）。</p> <p>（1）窓の断熱改修工事</p> <p>（2）外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事</p> <p>（3）浴室等暖房機設置工事</p> <p>（4）床暖房設置工事</p> <p>（5）（1）から（4）のいずれかに併せてスマートウェルネス住宅リフォーム工事（従来の一般リフォーム工事）</p> <p>詳しくは下記問合せ先へお問い合わせください。</p>
補助金額	対象工事費の10%（上限20万円）
受付期間	令和8年4月13日（月）から令和8年9月25日（金）まで ※令和8年12月25日（金）までに実績報告書を提出してください。

問合せ

見附市 都市環境課 TEL:0258-62-1700(内線163) FAX:0258-62-7062